

滋賀県森林 CO2 吸収量認証制度

<背景>

- ・平成 20 年に京都議定書の第 1 約束期間が始まった。
- ・滋賀県では、平成 20 年 3 月に策定した「持続可能な滋賀社会ビジョン」において、低炭素社会の実現に向け、2030 年における滋賀県の温室効果ガス排出量を 1990 年比で 50%削減することを目標として掲げている。
- ・今年度、環境基本条例の基本理念にのっとり、低炭素社会づくりに関する基本理念を定め、低炭素社会づくりに関する対策等を定める「低炭素社会づくりの推進に関する条例」策定が進められている。

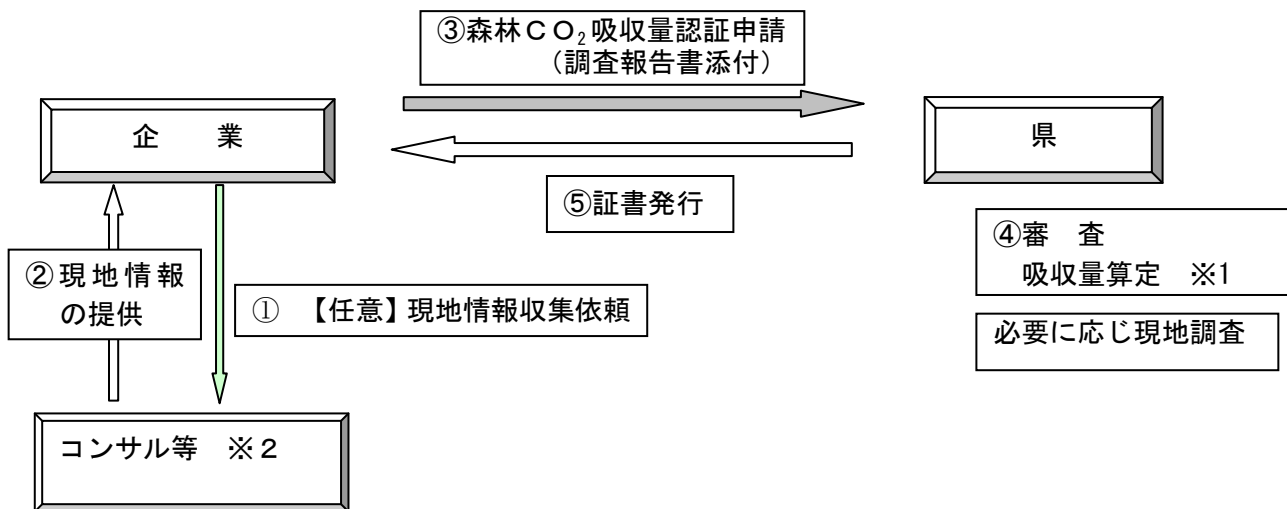
<目的>

県内で森林づくり活動を行う企業、森づくり団体および学校などの団体が整備する森林の CO₂ の吸収量を算定し、CSR 活動・環境活動による貢献度を数値化（＝見える化）することにより、企業・団体等の森づくり参加を促進し、森林の持つ水源涵養機能や地球温暖化防止などの多面的機能の発揮に資する。また、県が目指す低炭素社会づくり推進にも貢献する。

長期的なビジョン

多様な主体の参画による協働の森づくりを推進し、持続的かつ安定的に森林を整備することにより、県および近隣府県の重要な水源林の保全並びに低炭素社会の実現を図る。

<認証の仕組み>



※1 算定方法：IPCC ガイドライン（1996 年改訂）に即した算定式

※2 コンサル、単位森林組合、滋賀県森林組合連合会等

<制度の実施概要>

○目的

企業・団体等が整備する森林のCO₂吸収量を滋賀県が評価・認証する制度を定めることにより、企業等による森林整備を促進し、もって地球温暖化防止など森林の持つ多面的機能の持続的発揮に資すること。

○認証の対象

滋賀県内の私有林であり、森林整備の面積の合計が0.1ヘクタール以上ある森林とする。

○対象樹種

スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、広葉樹（ただし、広葉樹については、植栽のみが算定対象）

○対象となる施業

植栽、下刈り、除伐、間伐、枝打ち

○現地調査

企業・団体等は、現地調査マニュアルにより、現地情報の収集等を実施する。なお、必要があれば、情報収集および報告書の作成を滋賀県森林組合連合会および森林組合等に委託することができる。

○認証の審査

知事は、当該年度に申請のあった案件について、審査し、森林整備実施年度の翌年度以降の二酸化炭素吸収量（t-CO₂）を以下のとおり算定する。ただし、1施行地につき、最大5年間連続して、単年度ごとに申請することができる。

1) 初回の申請につき

京都議定書の第一約束期間の初年度である平成20年4月1日以降に実施した森林整備のうち、申請年度の5年前までの森林整備について、単年度ごとに一括申請することができる。

2) 2回目以降

整備実施年度の翌年度（1年間）

<具体例>

パターン1：平成20年4月1日から5年以内に初回の申請を提出する場合

● 初回の申請（平成23年度）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
施行地A	整備	×	×	×	×	×
施行地B		整備	×	×	×	×
施行地C			整備	算定期間	算定期間	算定期間
施行地D				整備	算定期間	算定期間
施行地E					整備	算定期間

申請前年度にいずれかの施行地で事業実施が前提条件

● 2回目（平成24年度）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
施行地A	整備						×
施行地B		整備					×
施行地C			整備				算定期間
施行地D				整備			算定期間
施行地E					整備		算定期間
施行地F						整備	算定期間

パターン 2：平成 20 年 4 月 1 日の 5 年後以降に初回の申請を提出する場合

● 初回の申請（平成 30 年度）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
施行地A	整備	算定期間	算定期間	算定期間	算定期間	算定期間
施行地B		整備	算定期間	算定期間	算定期間	算定期間
施行地C			整備	算定期間	算定期間	算定期間
施行地D				整備	算定期間	算定期間
施行地E					整備	算定期間

● 2 回目（平成 31 年度）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
施行地A	整備						×
施行地B		整備					算定期間
施行地C			整備				算定期間
施行地D				整備			算定期間
施行地E					整備		算定期間
施行地F						整備	算定期間

○算定式および必要となるパラメータ

$$\text{CO2 吸収量} = \text{森林面積} \times \text{幹の成長量} \times \text{容積密度} \times \text{拡大係数} \times (1 + \text{地下部・地上部比}) \times \text{炭素含有率} \times \text{CO2 換算係数}$$

パラメータ	必要な情報	算定手段
森林面積	面積	現地調査
幹の成長量	樹種、平均樹高	地位指数曲線、滋賀県林分収穫表、現地調査
容積密度	樹種	インベントリ報告書
拡大係数	樹種、林齢	インベントリ報告書、地位指数曲線
(1+地下部・地上部比)	樹種	インベントリ報告書
炭素含有率	樹種	インベントリ報告書
CO2 換算係数	樹種	インベントリ報告書

※ 現地調査に代えて、造林事業実績報告書の数値を用いることができる。

※ 計算に必要な情報は、樹種、平均樹高、森林面積および林齢である。

○証書

知事は、申請内容が適正であると認める場合は、算定したCO2吸収量の数値等を記載の上、認証書を交付し、遅滞なく認証状況を県のウェブサイトに掲載する。

○認証書の利用

認証を受けた者は、認証書を社会貢献活動の証しとして、広く広報活動に用いることができる。ただし、認証書は滋賀県が独自の方法により評価・認証するものであり、第三者に販売または、譲渡することはできない。